



政務活動費及び政務調査費に係る住民訴訟の 判決及び対応について

住民監査請求の結果を不服として、平成29年7月28日付けで奈良地方裁判所に訴状の提出があった住民訴訟について、令和元年8月29日に大阪高等裁判所から判決の言渡しがあり、上告の期限が経過し、判決のとおり、本日（9月24日）生駒市議会公明党から9,083円の支払いを受けた。

□住民監査請求の概要（平成29年4月13日）

- ・生駒市長に対し、生駒市議会公明党に所属する議員が平成23年度から平成27年度までに支出した政務活動費及び政務調査費のうち、違法不当支出に係る金額について、返還請求する等必要な措置を講じること。

□監査結果（平成29年6月8日公表）

- ・生駒市長は、使途基準に合致しない支出と認められることが相当である経費15,549円について、生駒市議会公明党に対し返還を求める措置を講じること。
- ・監査結果を受け、生駒市議会公明党は15,549円を返還した。

■原告 生駒市在住 元市議

■住民訴訟の概要

生駒市議会公明党が平成23年度から平成27年度に支給を受けた政務調査費及び政務活動費のうち、違法性があると考える1,121,573円について、生駒市長は、生駒市議会公明党に対し請求することを求める訴訟。

■第一審の判決（奈良地方裁判所 平成31年2月14日判決）

- ・生駒市長は、生駒市議会公明党に対し、9,083円の支払いを請求せよ。
 - ・原告のその余の請求は棄却する。
- ※原告は第一審の判決を不服として控訴した。

※支払請求を求められた9,083円について

- ・自宅で使用されたプリンターインクに係る支出は専ら政務調査・政務活動に使用されたとは認められない。1/2を超える部分9,083円の支出について違法というべきである。

■第二審の判決（大阪高等裁判所 令和元年8月29日判決）

- ・控訴棄却

※第二審判決は、第一審判決が9,083円の支出について不当利得の成立を認めた部分は不当であり、生駒市議会公明党に所属する議員が支出したいずれも使途基準に該当する支出であるとみることができ、違法でないとは判断したが、被控訴人等からの申立てがないため控訴棄却に止めた。

■政務活動費の適正な執行について

- ・会派等が政務活動費を充当する場合、政務活動以外の活動と混在することは認めないなど「政務活動費の取扱い」を改正し、厳格化を図り、透明性に努めている。（平成30年8月1日から運用）

この件に関する報道関係からのお問い合わせ

生駒市議会事務局（次長 岩井・庶務調査係長 近藤） ☎0743-74-1111(内線 602)